

---

◎報告第3号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第16、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 報告第3号でございます。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年10月20日専決。白老町長。

記、1、損害賠償の額、金48万7,948円

2、損害賠償の相手方 苫小牧市日新町2丁目6番18-8号 相吉慶二

次のページ、説明でございます。事故の発生状況でございます。

1、日時、平成27年9月25日金曜日、午前10時15分頃。

2、場所、白老町大町1丁目1番1号の役場庁舎駐車場です。

3、当事者、（甲）（乙）記載のとおりでございます。

4、状況、平成27年9月25日午前10時15分頃、役場庁舎駐車場において、（甲）が草刈り作業中、その飛び石により駐車していた（乙）の車の後部を損傷したものでございます。

5、被害の程度、（乙）車のリアガラスを損傷したものです。

6、損害賠償額、本件は（甲）が草刈り作業をする際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるため、（乙）車の修理費等48万7,948円（全額）を（乙）に対し支払うことで示談する。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

その後のページに見取り図等をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。まずこの作業を始める前に、この作業を行われる方に対しての作業手順の説明等と朝のミーティングなどを行っていたのかどうなのか。それと、この作業を行う前に、駐車場の草刈りということであれば、特飛び石の危険性があるということの判断を前もってした中で、その対策をとって作業をしたのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ご質問にお答えします。本件につきましては、今回初めての草刈りではなく、年中いろいろな場面で庁舎管理ということで草刈りをやっておりますのでこの今回の事故発生した当日の朝、特段のミーティング、それから、その辺の注意事項等の役場内部でのミーティングがあってはならないことですが、行っておりません。また、その作業の手順等の確認という部分も実際怠っていた中での、今回のこの事故発生ということでございますので、これにつきましては毎回朝ミーティングの中できちっと安全対策を施したうえで、十分このようなことがないように厳重に注意しながら作業進めたいというふうに考えてございます。申し訳ありませんでした。

○議長（山本浩平君） 3番、吉谷一孝議員。

○3番（吉谷一孝君） 3番、吉谷です。まず、今説明いただいたことは、状況はわかりました。今お話もありまして、今後対策もとるといふようなことなので、以後、必ずそういったことの対策ここを行っていただきたいということと、もう一つはこの金額の件なのですが、ナンバーを見る限り国産車かなというふうにとれるのですが、その金額これは保険会社が金額の設定をしているので、適正だというふうに判断をしますが、ちょっと単純に考えて高いかなというふうに思う部分と、その本当にリアガラスだけだったのか、逆に言うとその飛び石が広範囲に広がっていて、ほかの部分の修理も入ったのでこの金額なのかということの確認。それと、あともう一つ気になる部分が日ごろ刈り払い機での草刈り作業のところ、町内いろんなところで作業をされているのですが、ワイヤーを使った草刈りをされている場合は通行車両あったらその通行車両に当たるということもありますし、近くで歩道近辺での作業になると思うので歩行者等々のそういった管理も今後きちっと作業をする前の手順、安全確認という部分をこれからも追加して行っていただきたいなということで、つけ加えておきます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） まず、害賠償額の件につきましては保険会社といろいろご相談した中での全額、町が賠償ということで示談してございますが。まず、車種につきましては国産ではございません。それと、今回の損傷部分はリアガラスのみでございます。それと、実際今回の草刈りもワイヤーを使ったものでございまして、この辺につきましては今議員のおっしゃるよう安全確認再度見直した中でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか。

5番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 一点、確認のみでお願いしたいと思います。町のこういった事故というのは度々起こりうるのですが、全額保険の適用になって損害賠償額については全額保険により補てんされるということになってはいますけれども、私たち一般人は保険を使って事故等の処理をすると保険料が次の年かなり上がったりするのですけれども、町の場合というのはその事故等がこう多発した場合にはどういった形になっていくのか、その辺だけちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 詳細につきましては後ほど調べてご報告申し上げたいと思っておりますが、今回のこのような事故の中でこういうような賠償を支払ったとしてもその賠償額がその次の年に上がるとかというようなことはないというふうに承知してございます。保険額は次年度上がるということはないというふうに押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時05分

---

再 開 午後3時07分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 申し訳ございません。今回のこの賠償保険は全国町村会の総合賠償補償保険というものでございまして、これは全国的に自治体を対象としている保険でございまして、今回このような白老町が事故を起こしたとしても、白老町が次年度上がるのかということはないということは先ほど私もご答弁させていただきましたが、全国的にプールされているんなところで事故が多発して、そのいわゆる賠償額がふえた段階でこれが何軒とかということではなく賠償額がふえた段階でいわゆるこちらの保険会社のほうで次年度は全体的に保険料を上げようかというような形になりますので、個々自治体の状況ではあまりそういう上がり下がりというのではないということでございます。それから先ほどご説明した中で吉谷議員の質問の中で賠償額でございますが、ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、リアガラスのみではなく代車費用も20日間ぐらい修理かかっているということでその部分も含まれているということで訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 吉田議員よろしいですか。ほか質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、報告第3号はこれをもって報告済みといたします。